

## 広島県告示第九百五十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和五年七月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	土砂災害警戒区域	所在地	告示番号	
			内	平成三十年広島県告示第三百二十一号
毛木川支川（五八）	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	広島県広島市安佐北区安佐町大字後山及び同市安佐北区あさひが丘一丁目地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
毛木川支川（二〇三二）	毛木川支川（五八）	毛木川支川（二〇三二）	毛木川支川（五八）	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
毛木川支川（二〇三三）	毛木川支川（二〇三三）	毛木川支川（二〇三三）	毛木川支川（二〇三三）	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
日南川（五五一三）	土石流	土石流	土石流	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害
日南川（五五一三）	土石流	土石流	土石流	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害